

建築基準法第 52 条第 14 項許可申請の手続き要領

令和 8 年 4 月 1 日 改正

大阪市 計画調整局 建築指導部 建築企画課

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 52 条第 14 項許可を申請する場合の手続きは、次に掲げるところによること。

第 1 事前相談等

基本計画書の提出

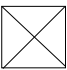
関係部局との事前相談（原則として「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領」に定める協議事項について関係機関と協議を行うこと。）において基本的な事項について概ね了承が得られた計画について、「大規模建築物の建設計画の事前協議制度」の対象建築物（以下「大規模対象建築物」という。）の場合には当該事前協議を申出する月の前月の第 4 火曜日までに、対象外建築物の場合は建築審査会開催月の前々月の 17 日（なお、提出日が土・日・祝日による休日の場合はその翌日とする。）までに、次に掲げる各事項を示す図面を作成し、基本計画書として 1 部提出すること。

ア. 用途地域区分図

縮尺 1/25,000 の大阪都市計画・用途地域図を用いて、申請の位置、凡例及び方位を記入すること。

イ. 周辺建物現況図（縮尺 1/1,000 程度）

敷地付近（敷地境界線からの距離が約 200m の範囲）にある建築物等について主要用途を次表の指定色に従って着色し、凡例を記入すること。また、敷地周囲の建築物については、構造及び階数を記入すること。

用途	指定色	用途	指定色
申請地	赤線 	病院、診療所	オレンジ色
住宅	黄色	旅館、ホテル等	紫色
店舗	赤色	興行場、遊技場、キャバレー等	黒色
会社、事務所	ピンク色	官公庁、学校	茶色
工場	青色	公衆浴場	水色
倉庫	黄土色	寺院、神社、教会	焦げ茶色
ガレージ	黄緑色	公園、緑地	緑色
		空地	無着色

（注意）その他の用途については、指定色以外で着色すること。

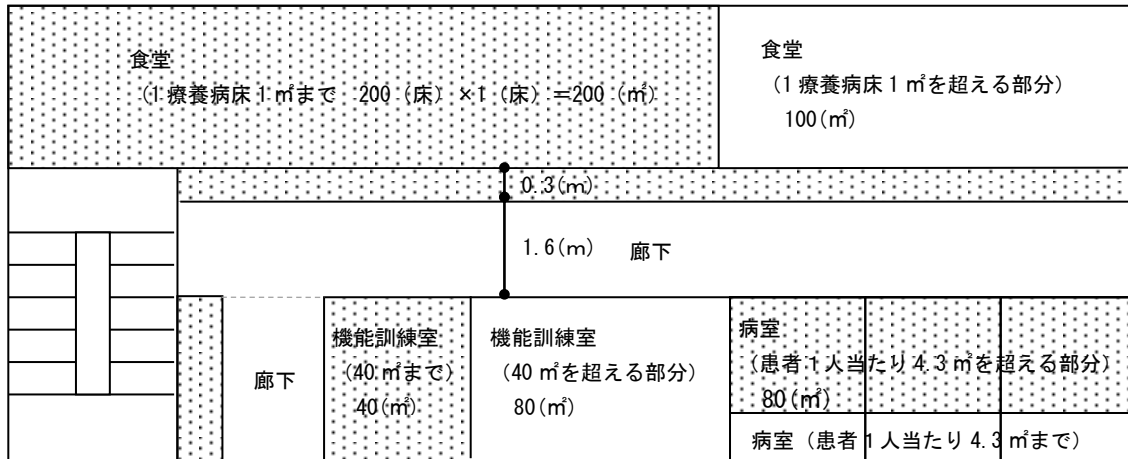
ウ. 設計概要書

第 6 号様式による。

エ. 容積割増し部分の整備計画図

容積割増し部分を着色し、寸法を記入すること。また、バリアフリー法に基づく許可を申請する場合は、容積率対象面積に算入しない部分についても着色し、寸法を記入すること。

(容積割増し部分の整備計画図の記入例)



オ. 容積割増し部分の求積図

カ. 配置図及び各階平面図

大阪市建築基準法施行細則第3条第1項の規定により、配置図及び各平面図の縮尺はそれぞれ1/600以上及び原則として1/200とすること。

キ. 立面図

大阪市建築基準法施行細則第3条第1項の規定により、縮尺は原則として1/200とすること。

ク. 断面図

大阪市建築基準法施行細則第3条第1項の規定により、縮尺は原則として1/200とすること

第2 許可申請手続き

1. 許可申請及び添付図書

許可を申請しようとする者は、建築審査会開催月の前月の17日（なお、申請日が土・日・祝日による休日の場合はその翌日とする。）までに、許可申請書（法施行規則第43号様式）による申請書の正本及び副本に、それぞれ次の図書をA4綴じして添付し、許可申請手数料（¥160,000-）を納付したうえで提出すること。（「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領」第2条に該当する建設計画においては、同手引きにおける関係各課による調整会議が行われたものであること。）なお、オ. からツ. に掲げる図書については、各図面の右下に、設計者の氏名及び建築士登録番号を記入すること。

ア. 許可申請書

イ. 委任状（手続等に関して代理人に委任する場合）

ウ. 理由書

建築主として許可を必要とする理由を明記し、建築主が記名すること。

エ. 誓約書

容積割増し部分を適正に維持管理すること、並びに当該建築物を第三者に転売、譲渡又は賃貸等する場合においても、その義務を継承させる旨を建築主が誓約し、記名すること。

オ. 用途地域区分図（第1.ア.参照）

カ. 周辺建物現況図（第1.イ.参照）

キ. 設計概要書（第1.ウ.参照）

ク. 透視図

ケ. 動線計画図

歩行者、車椅子、自転車、一般車両、緊急車両及びゴミ収集車両等の各動線を次表の指定色に従って色分けし、凡例と共に表現すること。なお、当該階の平面図も記載すること。

	動線指定色
歩行者	黄色
車椅子	オレンジ色
自転車	緑色

	動線指定色
一般車両	青色
ゴミ収集車両	こげ茶色
緊急車両	赤色

コ. 等時間日影曲線図

法第56条の2の規定にならい、8時間、5時間（4時間）、3時間（2.5時間）（（ ）内は平均地盤面からの高さが4mの水平面のうち測定すべき時間内において日影が落ちる部分が第1種又は第2種中高層住居専用地域の指定容積率が10分の20の区域にある場合）の各日影曲線及び「10mライン」、「5mライン」を次表の指定色に従って色分けし、凡例と共に表現すること。

ただし、準工業地域で指定容積率10分の20の区域において、5時間、3時間の各日影曲線の測定面は、平均地盤面上6.5mの位置とする。

	指定色
3時間（2.5時間）日影範囲	黄緑色
5時間（4時間）日影範囲	オレンジ色
8時間日影範囲	紺色

	指定色
10mライン	赤色
5mライン	ピンク色

サ. 容積割増し部分の整備計画図（第1.エ.参照）

シ. 容積割増し部分の求積（第1.オ.参照）

ス. 配置図及び各階平面図（第1.カ.参照）

セ. 立面図（第1.キ.参照）

ソ. 断面図（第1.ク.参照）

タ. 敷地求積図

チ. 建築面積求積図

ツ. 延べ面積求積図

テ. 土地の公図及び登記事項証明書

原則として3ヶ月以内に発行されたものとし、原本は正本に添付すること。また、土地の公図には、敷地の位置を記入すること。

ト. 土地所有者の同意書及び印鑑登録証明書（申請者と土地所有者が異なる場合）

原則として3ヶ月以内に発行されたものとし、原本に正本を添付すること。

ナ. 各関係機関との協議議事録

ニ. その他市長が必要と認める資料

2. 建築審査会用資料の提出

許可申請をする場合には、建築審査会用資料として、第2. 1. に掲げる許可申請用図書のうち、オ.用途地域区分図からツ.断面図までを製本したものを16部、オ.用途地域区分図からツ.延べ面積求積図までを製本したものを6部、原則としていずれも次に掲げるア～エの規定に従って作成し、建築審査会開催日の1週間前までに提出すること。

ア.各図面の右下には、設計者の氏名及び建築士登録番号を記入すること。

イ.製本はA2版2つ折り背貼り製本、又はA2版をA3サイズに折り込んだものをA3サイズのファイルに綴じたものとする。

ウ.製本の表紙はインクの吸収がよい材質とし、表紙には計画名称、建築主及び設計者の氏名を記載し、背表紙には計画名称を記載すること。

エ.各頁の右下には、頁番号を記入すること。

また、計画敷地及び周辺の現況が分かる写真(8～10枚程度をA4のワード等のデータに貼り、カラー出力したもの)と写真撮影位置を22部提出すること。

3. 建築審査会(傍聴用)資料の提出

建築審査会(傍聴用)資料10部を、次に掲げる(1)～(3)の規定に従って作成し、建築審査会開催日の3日前までに提出すること。

(1) 2. 建築審査会資料(16部提出)と同じ図面(頁番号記入)を次のとおり作成すること。

・各階平面図、断面図については、図を消去し、『建物内部の詳細情報につき、「審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき非公開とする。』と記載すること。

・配置図等で建物内部の詳細情報を示しているものは、当該箇所を消去し、「申請建物」と表記すること。

(2) 傍聴用資料はA3サイズで印刷すること。(表紙不要)

(3) 設計者の氏名及び建築士番号は不要。

第3. その他の手続き

本制度の適用を受けた建築物の建築主等は、建築基準法第52条第14項許可取扱要綱実施基準(以下「実施基準」という。)第8に定める維持管理のための各手続規定の他に、次に掲げる各規定に従ってそれぞれの手続きを行うこと。

1. 建築基準法第52条第14項許可施工承認申請

(1) 建築主は、実施基準に基づき敷地内に設ける歩道の工事及び実施基準第8. 2に定める標示板の設置工事着手前に第7号様式による正本及び副本に、それぞれ次の図書を添付し、あらかじめ市長にその旨を申請し、承認を受けること。

ア. 建築物等維持管理者選任(変更)届(第9号様式)(既提出の場合は不要)

イ. 委任状(手続き等に関して代理人に委任する場合)

ウ. 付近見取図

エ. 設計概要書(第6号様式)

オ. 配置図(縮尺1/100～1/200程度)

実施基準に基づき敷地内に設ける歩道の仕上げ、実施基準第8. 2に定める標示板の設置位置を記入すること。

カ. 歩道断面詳細図（縮尺 1 / 50）

道路、歩道等の高低差を記入すること。

キ. 標示板計画図

（ア）原寸図

実施基準第 8. 2 の規定に基づいて設計すること。

（イ）断面詳細図

標示板の材質、仕上げ、取り付け及び据え付け方法がわかるようにすること。

ク. その他市長が必要と認める図書

（2）市長は、（1）の規定により申請があった場合、当該計画の内容に支障がないと認めるものには、第 7 号様式副本により申請者に対して当該工事の施工を承認するものとする。

（3）建築基準法第 52 条第 14 項許可施工承認通知書を受理した申請者（建築主）は、許可通知書とともにこれを常時保管すること。（実施基準第 8. 1（5））

2. 建築基準法第 52 条第 14 項許可変更承認申請

（1）建築主又は当該建築物若しくは建築物の敷地の所有者（以下「所有者」という。）は、実施基準第 8. 1（2）に規定する変更をしようとする場合には、第 8 号様式による正本及び副本に、それぞれ次の図書を添付し、あらかじめ、市長にその旨を申請し、承認を受けること。

ア. 委任状（手続き等に関して代理人に委任する場合）

イ. 理由書

ウ. 付近見取図

エ. 変更箇所を示す一覧表

オ. 変更図書一式（許可通知書に添付されている図書のうち、変更にかかる図書の新旧）

カ. その他市長が必要と認める図書

（2）市長は、第 8 号様式副本により、申請者に対して当該変更を承認するものとする。

（3）建築基準法第 52 条第 14 項許可変更承認通知書を受理した申請者（建築主等）は許可通知書とともにこれを常時保管すること。（実施基準第 8. 1（5））

3. 建築主の名義変更届

建築主、所有者又は維持管理者の変更が生じた場合には、新たな建築主又は所有者は、第 10 号様式に次の図書を添付し、速やかに市長にその旨を届け出ること。

ア. 委任状（手続き等に関して代理人に委任する場合）

イ. 第 9 号様式による建築物等維持管理者選任届（維持管理者の誓約書を含む。）

建築基準法第 52 条第 14 項許可による許可対象施設標示板

この建築物は、建築基準法に基づいて許可されたもので、許可対象施設（〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）は、他の用途に変更できません。

年 月
大 阪 市

管理者
氏 名

(注意) 大きさは長辺 50cm×短辺 30cm 以上とすること。(別途協議のこと)

建築基準法第52条第14項による機器・施設標示板

この建築物は、建築基準法に基づいて許可されたもので、下図に示す給湯機設置の用に供する部分は他の用途に変更できません。

なお、給湯機の経年劣化及び故障時等による取替えの際には、同等以上の性能を有する高効率給湯機を選ぶ必要があります。

年 月
大 阪 市

(基準階平面図)

給湯機設置の用に供する部分をわかるようにすること

(平面詳細図)

給湯機設置の用に供する部分をわかるようにすること

管理者

氏 名

(注意) 大きさは長辺 50cm×短辺 30cm 以上とすること。(別途協議のこと)

第3号様式

【○○○○○○○○給湯機】

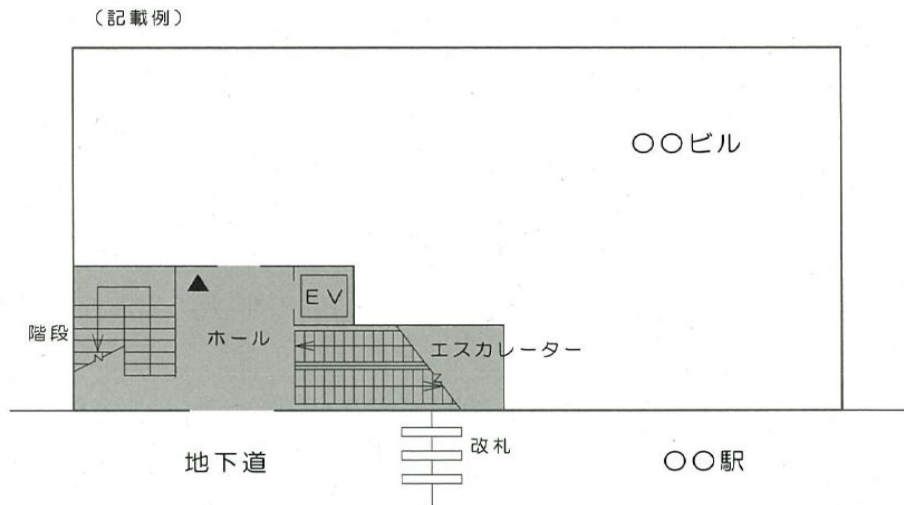
この高効率給湯機（○○○○○○○○給湯機）は、省エネルギーの推進に資する設備として、設置場所について、建築基準法第52条第14項に係る容積率の緩和制度の適用を受けているものです。

なお、給湯機の経年劣化及び故障等による取替えの際にも、同等以上の性能を有する高効率給湯機を選ぶ必要があります。

（注意） 大きさは、10cm×15cm程度とすること。（別途協議のこと）

建築基準法第52条第14項許可による許可対象施設標示板

この建築物は、建築基準法に基づいて許可されたもので、下図に示す許可対象となる施設（〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）は、他の用途に変更できません。



許可対象となる施設

↑ 緑色

▲ 現在地

↑ 赤色

年 月

大 阪 市

管理者
氏 名

(注意) 大きさは長辺 50cm×短辺 30cm 以上とすること。(別途協議のこと)

建築基準法第52条第14項許可による許可対象施設標示板

この建築物は、建築基準法に基づいて許可されたもので、許可対象となる建築物特定施設（〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇）は、他の用途に変更できません。

年 月
大 阪 市

管理者
氏 名

(注意) 大きさは長辺 50cm×短辺 30cm 以上とすること。(別途協議のこと)

第6号様式
設計概要書

建築物名称		各階面積表	容積対象面積	容積対象外面積	合計	用途
建築物主		塔屋 階				
敷地の位置 (地名・地番 住居表示は不可)		}				
地域・地区 (用途地域) (指定容積率) (基準建蔽率) (防火地域)						
主要用途		}				
敷地面積 m ²						
建築面積 m ² (建蔽率 % < 基準建蔽率)		}				
延べ面積 m ²						
容積対象面積 m ² (容積率 % < 許容容積率 %)						
構造 造		地下 階				
階数 (地下 階) (地上 階) (塔屋 階)		合計				
高さ (令第2条による高さ) m、塔屋最高高さ m						
緑地面積		消防設備の概要	屋内 消火 栓 備	ス ラ ー 設 備	(その他必要な消防設備を記入)	
空地率の検討 ※中水道施設等の設置に関する許可の場合のみ記載						
割増し部分の面積	○ ○	m ²				
	○ ○	m ²	塔屋 階			
	○ ○	m ²	}			
	○ ○	m ²				
	○ ○	m ²	地上 階			
	○ ○	m ²	}			
	○ ○	m ²				
	合計	m ²	地下 階			
容積割増の検討 (割増し部分の面積の合計) / (敷地面積) = % 許容容積率 = %		合計				
容積割増し限度の検討 (基準容積率) × (敷地面積) × 1.25 = (m ²) ≥ 容積対象面積 (m ²)						

〔正〕

建築基準法第52条第14項許可施工承認申請書

年 月 日

大阪市長

申請者（建築主）

住 所.....

氏 名.....

下記の建築基準法第52条14項許可建築物について、別図により施工いたしたく、承認申請します。

記

建築物名称

建築物所在地 区

許可年月日 年 月 日

許可番号 第.....号

※承認番号 大計建企第.....号

※承認年月日.....年 月 日

決	建築企画課長	課長代理	担当係長	係員	文書主任
裁					
欄					

〔畚〕

大計建企第 号
年 月 日

建築基準法第52条第14項許可施工承認通知書

.....
..... 様

大阪市長

印

下記の建築基準法第52条14項許可建築物の施工について、別図により承認します。

記

建築物名称

建築物所在地

許可年月日年 月 日

許可番号 第.....号

〔正〕

建築基準法第52条第14項許可変更承認申請書

年 月 日

大阪市長

申請者（建築主又は所有者）

住 所.....

氏 名.....

下記の建築基準法第52条14項許可建築物について別図により変更いたしたく承認申請します。

記

建築物名称

建築物所在地 区

許可年月日 年 月 日

許可番号 第.....号

主な変更内容

※承認番号 大計建企第 号

※承認年月日 年 月 日

決	建築企画課長	課長代理	担当係長	係 員	文書主任
裁					
欄					

〔 封 じ 〕

大計建企第 号
年 月 日

建築基準法第52条第14項許可変更承認通知書

.....
..... 様

大 阪 市 長

印

下記の建築基準法第52条14項許可建築物の変更について、別図により承認します。

記

建築物名称

建築物所在地 区

許可年月日 年 月 日

許可番号 第 号

主な変更内容

建築物等[※]維持管理者選任（変更）届

年 月 日

大阪市長

届出者（建築主又は所有者）

住 所

氏 名

下記の建築基準法第52条第14項の許可建築物について、.....を建築物[※]の維持管理者として選任しましたのでお届けします。

なお、維持管理者を変更する場合には、事前に変更についてお届けします。

記

許可年月日（許可番号）.....年 月 日（第.....号）.....

建築物名称

建築物所在地

誓 約 書

大阪市長

建築物等[※]維持管理者

住 所

氏 名

電 話

上記の建築物について、建築物等[※]を適法に維持管理することを誓約します。

※「建築物等」には許可の対象となる施設及び設備並びに敷地内に設けられた歩道を含む。

建築基準法第 52 条第 14 項許可建築物
に関する建築主・所有者の名義変更届

年 月 日

大 阪 市 長

届出者（新建築主又は新所有者）

住 所.....

氏 名.....

下記のとおり建築主・所有者の名義を変更しましたのでお届けします。

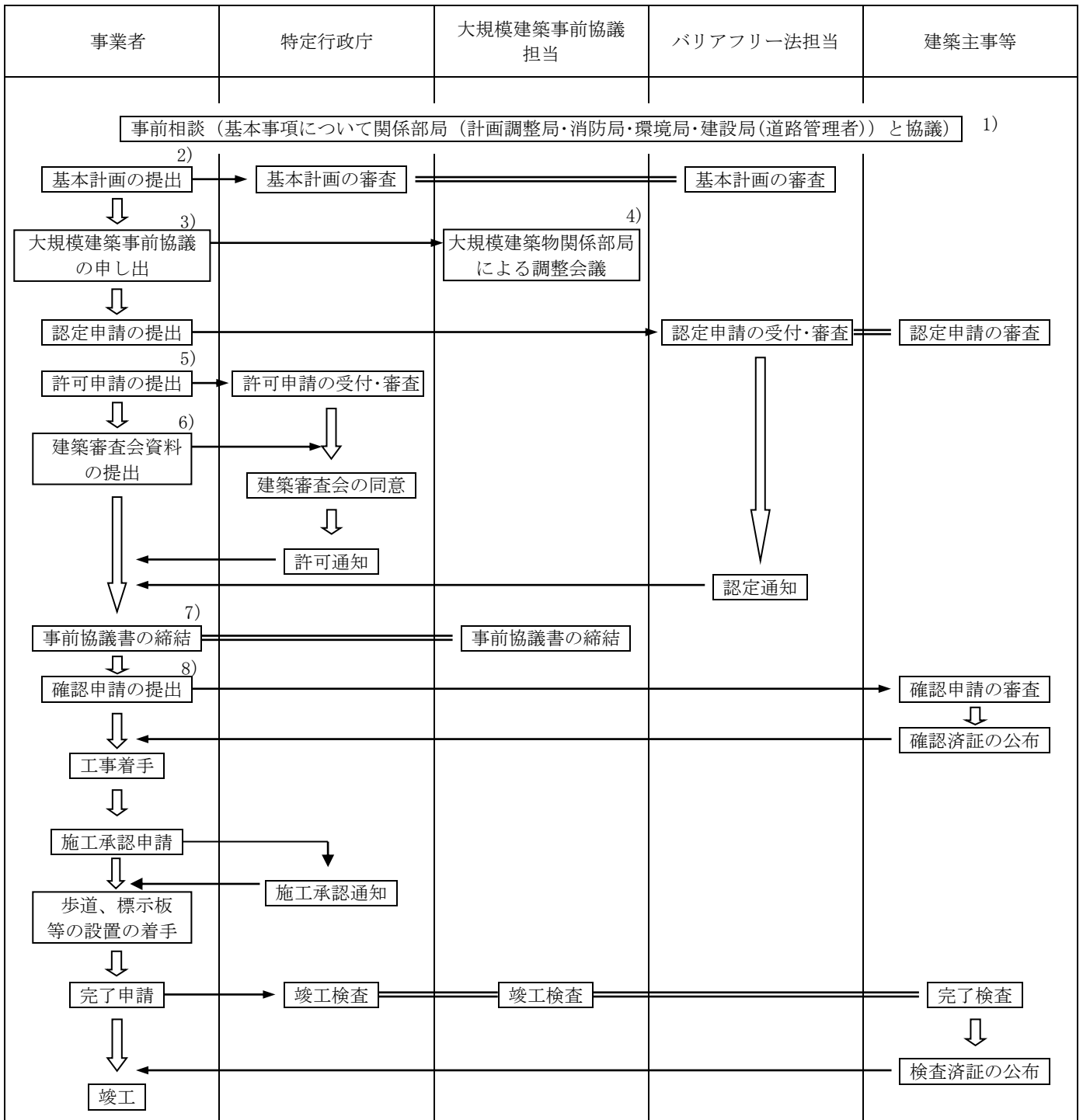
記

許可年月日(許可番号)	年 月 日 (第 号)
建築物名称	
建築物所在地	区
名義変更年月日	年 月 日
新建築主 新所有者	住 所 氏 名
旧建築主 旧所有者	住 所 氏 名
名義変更理由	

(添付書類 ① 委任状 (手続き等に関して代理人に委任する場合)

② 第 9 号様式による建築物等維持管理者選任届 (維持管理者の誓約書を含む。) 又は届出者が維持管理者となる場合は届出者による維持管理に関する市長宛の誓約書

(参考) 主な手続きの流れ



- 1) 特に防災計画書の提出を必要とする場合は建築指導部建築確認課と事前協議を行うこと。
- 2) 「大規模建築物事前協議」対象計画の場合は事前協議申し出の前月第4火曜まで、対象外の場合は建築審査会開催月の前々月の17日までに提出すること。
- 3) 通常毎月第2火曜日まで。
- 4) 通常毎月第4水曜日。
- 5) 建築審査会開催月の前月の17日まで。
- 6) 建築審査会の1週間前まで。
- 7) バリアフリー法の認定を申請する場合は、認定通知の前に締結する。
- 8) 許可通知書の写しを添付すること。大規模対象建築物は計画調整局開発調整部開発誘導課の下見が必要。バリアフリー法の認定を申請する場合は、認定の申請に併せて申請することができる。

●お問い合わせは

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所 3階）

TEL 06-6208-9300・9284

大阪市計画調整局 建築指導部 建築企画課